

第2次募集開始!

展示会出展料を助成します!

大都市圏の展示会で、新規取引先の開拓をしていますか!?

©北九州市

市内中小企業が開発した新製品・新技術の販路開拓支援として、関東・中京・関西で開催の大規模な展示会への出展小間料（1小間分）を北九州市が助成します。

募集要項

1. 対象製品等

市内中小企業者の方が開発した新製品・新技術

2. 対象展示会

令和3年4月～令和4年3月の間に関東・中京・関西で開催の大規模な展示会（募集小間数が概ね150以上又は出展予定企業が100社以上、出展済展示会も対象）ただし、物産展など即売目的の展示会への出展は対象外です。

3. 募集期間

令和3年12月1日(水) ～ 令和3年12月24日(金)

4. 支援内容

出展小間料 1小間分(上限40万円)を助成します。

なお、内容審査の結果、申請額満額の助成とならない場合もあります。

※出展小間料に含まれる消費税、出展小間料以外の経費（小間設営費、展示パネル作成、光熱水費、人件費、旅費等）は、助成の対象となりません。

※本募集期間中の申請は、1中小企業者につき1回に限り可能です。

なお、実質的に同一の法人等からの申請とみなされる場合は助成の対象となりません。

また、同一の対象製品等での申請は、連続して2年まで可能です（3年目以降は不可）。

■応募要件など、ご不明な点は下記へお問い合わせください

（書類の提出先・問い合わせ先）

北九州市産業経済局中小企業振興課（販路開拓担当 古賀（康）、和田）
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1F
TEL：093-873-1433 FAX：093-873-1434

（裏面へ）



あたらしいことを、はじめやすい都市。
福岡県北九州市。

5. 対象者

以下の要件を全て満たす方

- (1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者。
- (2) 発行済み株式の半分以上を中小企業者以外の会社が所有するなど、いわゆる「みなし大企業」ではないこと。
- (3) 次の①、②のいずれかに該当すること。
 - ① 市内に本社事務所又は主要工場、事業所（以下、事業所等とする）を有すること。
 - ② 対象となる展示会までに市内に事業所等を設置する中小企業者。（※なお、対象となる展示会までに市内への事業所等を設置したことが確認できる書類を提出できなければ、助成金を受け取ることができません。）
- (4) 対象となる出展に関して、他の機関から同様の助成を重複して受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

6. 応募方法

以下の書類を各1部提出して下さい。（提出書類は返却しません。）

- ① 助成金交付申請書
 - ② 申請企業概要
 - ③ 出展事業計画書
 - ④ 役員等名簿（氏名、読み仮名、生年月日を明記）
 - ⑤ 暴力団排除等に関する誓約書
 - ⑥ 出展する展示会等の内容が確認できる書類
（展示会のパンフレットや案内書など。募集小間数又は出展予定企業数が確認できるもの）
 - ⑦ 出展する展示会等の小間料が確認できる書類（⑥で小間料が確認できる場合は省略可能）
 - ⑧ 市税の納税証明書（市税の滞納がないことが明記されたもの）
※区役所税務課（小倉北・八幡西は市民税課）で証明書の交付を受けて下さい。
※事業を開始して間もない場合で、納税証明書に課税額等が表示されない場合は、「法人等の設立、事務所・事業所の設置申告書」の写及び代表者の納税証明書を添付して下さい。
 - ⑨ 株主名簿（持株比率を明記）
 - ⑩ 直近2期の決算関係書類（販管費内訳、製造原価報告書含む）
 - ⑪ 製品・技術に関する資料（製品カタログなど）
 - ⑫ **【※5. 対象者(3) ②に該当する方のみ】**
事業所等設置予定地・予定物件の登記簿又は契約書等の設置について確認できる書類
- ①から⑤の様式については、北九州市のホームページからダウンロードできます。

7. 申込以降のスケジュール（予定）（事務の都合により変更になる場合があります）

募集期間	12月1日～12月24日 ※①～⑫の書類を提出していただきます。
内容審査	1月 ※対象製品等の新規性や独自性、市場性等を審査します。
（交付決定）	2月
実績報告書の提出	事業終了後20日以内（出展済みの場合は別途ご連絡します）
確定・支払	※助成金の支払い（精算払い）
第2回実績報告書の提出	出展3ヶ月後

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700236.html>

北九州市大規模展示会

検索

